

民生委員の担い手確保に関するその他の意見

○ 本検討会において選任要件に関する議論を行う中で、各構成員より意見のあった、担い手確保に関する意見は以下のとおり。

担い手確保に関するその他の意見

- ✿町会・自治会頼みとはしない多様な推薦母体の開拓、確保
- ✿民生委員の推薦候補者確保のための行政機関の主体的関与
- ✿「民生委員推薦会」の適正運営と、推薦準備会の有効活用
- ✿就業している世代に担っていただくため、企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備
- ✿高齢化の一層の進展に伴う人口構造の変化や、世帯構成の変容に伴う、民生委員の定数等
- ✿適切な活動費の確保
- ✿新たな担い手確保と早期退任防止のため、業務負担軽減と活動環境の整備推進
 - ✿協力員や福祉推進員などの民生委員活動をサポートする者の配置の推進
 - ✿業務の棚卸し（民生委員が本来行うべき業務、民生委員でなければ行えない業務の整理）
 - ※ 行政や社会福祉協議会、共同募金会などから、下請け業務を依頼しないようにする
 - ✿可能な範囲内での業務省力化に資するICT機器の導入や、操作方法に関する十分なフォローアップ
 - ✿1担当区域1民生委員が原則だが、地域の実情や住民の要望に応えるため、複数区域を複数の民生委員が担当する仕組み
 - ✿効果的な周知PR活動

現時点で想定される主な論点

- 居住要件緩和についてどう考えるか
- 居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点

① 対象とする市区町村をどのように考えるか

<想定される対象の例>

- ◆ 現に、民生委員の定数を満たすことができていない（欠員のある）市区町村
- ◆ 過去の委嘱状況等から、今後、民生委員の確保が困難（欠員が生じるおそれあり）と市区町村が判断した場合 など

② 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか

<想定される例>

- ◆ 居住歴（委嘱歴）、就業等による担当区域との密接な関係
 - 過去に担当区域が存在する市区町村に、一定期間の居住実態（民生委員であった者を含む）がある者
 - 過去または現在、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住すること等により、一定の頻度で居住や訪問が認められる者
 - 担当区域が存在する市区町村において、日常的に住民と接触する機会があると認められる者 など
（地元の商店従業者、マンションコンシェルジュ・管理人、福祉施設・事業所の相談業務に従事する者 など）

【留意点】

- ✓ 社会奉仕としての民生委員活動が、委嘱期間中に十分可能な就業形態等であるかも考慮すべきか。また、これをどのように確認し判断すべきか 等
 - ✓ 隣接市区町村に居住している者や、担当区域（活動場所）までの移動距離・時間が一定の範囲内である必要があるか 等
 - ✓ 一定程度の移動距離や時間を要する場合に、地域の実情を踏まえた実効性のある協力体制の確保が必要か
（担当区域に隣接する民生委員との班体制の導入、自治体/民生委員児童委員協議会による 不在時サポート等）
- ◆ その他
 - 地域の民生委員児童委員協議会からの意見聴取の必要性
 - 重複委嘱（住所地での民生委員の委嘱を重複して受けていない、他の地域で委嘱を受ける予定がない）の確認
 - その他、地域の実情に応じ、市区町村が個別に認める者 など